

一般社団法人 徳島県卓球協会 処分規程

(目的)

第1条

本規程は、一般社団法人徳島県卓球協会（以下「本協会」という）倫理規程に掲げる事項を遵守し社会的信頼を確保するために、規程違反に対する処分を定めることで、関係者の不信を招くような行為を防止及び是正することを目的とする。

(適用範囲)

第2条

本規程の適用範囲は、倫理規程第2条に規定する社員、役員及び職員（以下「役職員等」という）並びに本協会の諸制度に基づき登録等を行っている者及びその他の本協会関係者（以下「関係者等」という）とする。

(違反行為)

第3条

本規程の定める違反行為とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

- (1) 広く公益実現に寄与すべき当法人の目的に従わず、又は公序良俗等の社会規範から逸脱し、本協会の社会的信用を損なう行為
 - (2) 関係法令又は本協会の定める定款、倫理規程及びその他の規程に違反する行為
 - (3) 補助金、助成金等の不正受給、脱税その他経理処理に関する不正な行為
 - (4) 職務上の地位を利用して不正に利益を得たり、又は供与したりする行為
 - (5) パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、体罰、差別等の人権を損なう行為
- 2 ドーピングに関する違反行為は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構の定める規程による。

(処分)

第4条

本協会は、前条に定める違反行為を行った者に対して、その違反の内容、程度に応じて、次の処分をすることができる。

- (1) 社員、役員に対する処分

指 導 口頭又は書面による注意で是正を求める

勧 告 口頭又は書面による注意で是正とその報告を求める

解 任 書面での通知をもってその役職を解く

- (2) 職員に対する処分

就業規則に定める懲戒処分とする

(3) 登録を行っている者に対する処分

指 導 口頭又は書面による注意で是正を求める

勸 告 口頭又は書面による注意で是正とその報告を求める

資格停止 書面による通知をもってその程度により資格を無期限停止、又は有限期間停止する

資格剥奪 書面での通知をもってその登録を抹消する

その他 競技会への出場禁止、始末書の提出他

(4) その他の本協会関係者に対する処分

指 導 口頭又は書面による注意で是正を求める

勸 告 口頭又は書面による注意で是正とその報告を求める

2 ドーピングに関する違反行為に対する処分は、日本アンチ・ドーピング規程による。

3 定款、その他の規程等に定めのある場合にはその規定による。

(手続)

第5条

処分の対象となる事案が判明した場合、理事会は、内容について審議し、決議を経て処分を決定する。

2 前条(1)社員、役員に対する処分のうち、解任においては、定款第10条及び30条の定めに従う。

3 当該処分の対象となる者にはあらかじめ通知するとともに、理事会(前項の場合は及び社員総会)において議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(不服申立)

第6条

本協会の決定した処分に不服があるときは、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の定める規則に基づき仲裁を申し立てることができる。

(改廃)

第7条

本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。